

精華町における地域包括支援センターの増設について（案）

R6. 7. 19

基本事項

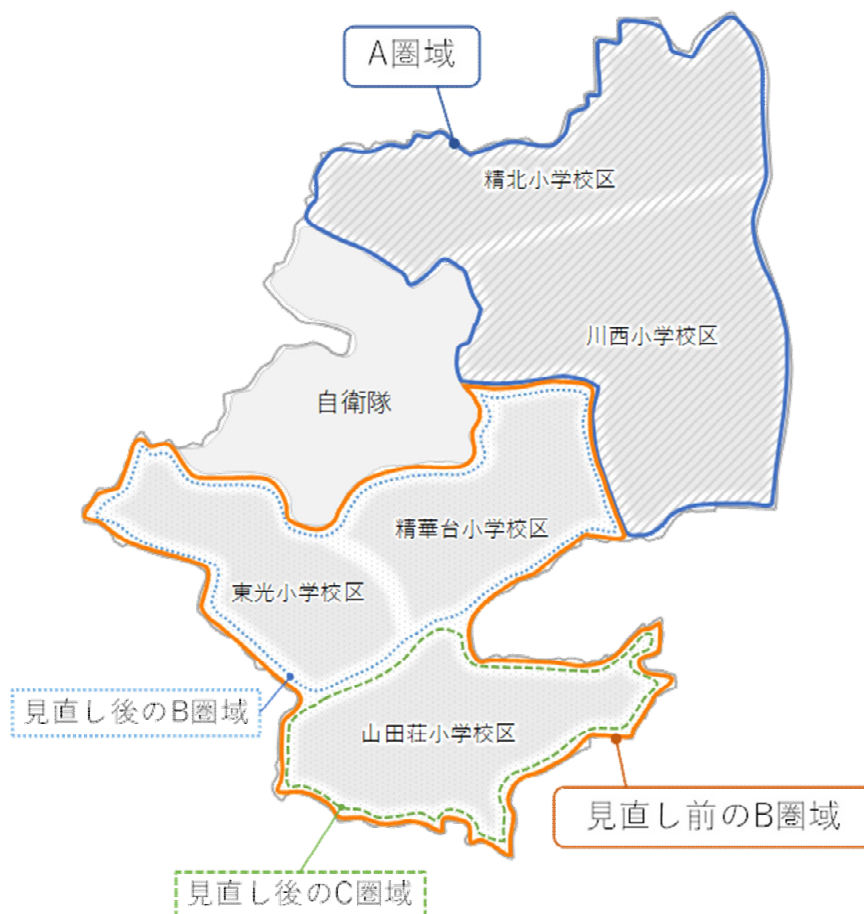
- ・人口 : 36,521人 (令和5年10月1日現在)
- ・高齢者人口 : 9,616人
- ・面積 : 25.66平方km

これまでの経緯

○精華町ではこれまで、高齢者保健福祉計画において、町域を2つの日常生活圏域に分割し、この圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、高齢者保健福祉や介護基盤の整備を進めてきました。現在は、A圏域に1箇所、B圏域に1箇所の、計2箇所、地域包括支援センターがあります。

【参考（令和5年10月1日時点）】

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率
A（精北・川西小学校区）	14,292人	4,248人	29.7%
B（精華台・山田荘・東光小学校区）	22,229人	5,368人	24.1%
合計	36,521人	9,616人	26.3%



地域包括支援センターの増設の考え方

○地域包括支援センターは、高齢者の増加に伴い、介護や支援が必要となった人が、安心して地域で生活できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを提供するため、第9期計画期間中の令和6年度に、もう1箇所の整備を計画しています。

○日常生活圏域を現行の2圏域から3圏域に見直し、B圏域を二つに分割し、新たにC圏域を設定します。

【参考（令和5年10月1日時点）】

圏域	人口	高齢者人口	高齢化率
A（精北・川西小学校区）	14,292人	4,248人	29.7%
B（精華台・東光小学校区）	15,815人	3,344人	21.1%
C（山田荘小学校区）	6,414人	2,024人	31.6%
合計	36,521人	9,616人	26.3%

○国の設置基準においては、専らセンターの行う業務に従事する職員として、一のセンターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね3000人以上6000人未満ごとに置くべき員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）それぞれ各1人とされている（施行規則第140条の66第1項第2号）ため、将来のB圏域とC圏域における高齢者の増加を見込むと、地域包括支援センターの増設が必要になっています。

○現在、本町で介護保険事業を行っている社会福祉法人が3法人あり、うち2法人は既に地域包括支援センターの設置を受託されていますので、委託先については、居宅介護支援や訪問看護、通所介護（デイサービス）の事業をC圏域で提供されている**社会福祉法人芳梅会**が、専門職員の資質を担保する観点からも、職員を確保できる事業所としてふさわしいと考えられます。

圏域	委託先
A（精北・川西小学校区）	社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会 高齢者総合福祉施設 神の園
B（精華台・東光小学校区）	社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
C（山田荘小学校区）	社会福祉法人 芳梅会（予定）

○開設時期については令和6年10月以降とし、1か月程度を圏域別の引き継ぎ移行期間とする。地域包括支援センター開設の準備については、順次、関係機関、担当者と調整を図っていくこととします。